

## 令和3年度 第2回 尼崎市国民健康保険運営協議会 議事録

会長：

ただいまから、令和3年度 第2回 尼崎市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

それではまず、事務局から諸般の報告事項をお願いします。

事務局：

国保年金管理担当課長でございます。本日の出席委員数は10人で、尼崎市国民健康保険条例第2条の2、第3項の定足数に達しておりますことを、御報告申し上げます。

続いて、本日の会議の議事録署名委員の指名を私から申し上げます。被保険者代表の山下委員、療養担当代表の井波委員をお願いしたいと思いますので、御承認願います。

続きまして、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

( 配付資料確認 )

事務局：

本日もマイクを使用して会議を進めて参ります。発言の際は挙手をいただきまして、マイク到着までしばらくお待ちいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

会長：

ありがとうございます。それでは、早速議事に移ってまいります。本日は、出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について、答申を行いたいと考えております。

流れといたしましては、改めて事務局から諮問事項の説明と、これに対する御意見・御質問等を伺ったのちに、採決に入りたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局：

国保年金管理担当課長でございます。前回、9月3日に諮問申し上げました事項について、改めて御説明いたします。

本日の資料の8ページと9ページを御覧ください。8ページが前回の諮問書の写しでございます。9ページの方は前回説明させていただきました資料となっております。諮問事項は、「出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正」でございます。

改正内容は、9ページに現行の国保条例の第5条を記載しておりますが、2行目の40万4千円のところ、これを40万8千円に改正し、カッコ内の規則で定める場合、これが産科医療補償制度の対象となる場合がございますが、ここは42万円のまま据え置くものでございます。

改正する理由といたしましては、出産育児一時金は、被保険者が妊娠 12 週、85 日以上で出産した場合に支給するもので、本市における現行の支給額は、「兵庫県国民健康保険運営方針」における出産育児一時金の標準的な支給額と同額となっており、この支給額は、協会けんぽ等のいわゆる社会保険における出産育児一時金の支給額を定めている「健康保険法施行令」の規定に準じたものとなっております。

しかしながら、今般、産科医療補償制度の運営組織である「日本医療機能評価機構」において、産科医療補償制度の対象となる脳性麻痺の基準の見直しに合わせて、掛金の金額についても見直しが行われ、補償対象者数の減少等により、掛金に剰余が生じていることから、現行の 1 万 6 千円を、令和 4 年 1 月以降の分娩については、1 万 2 千円に引き下げるることとなりました。

これにより厚生労働省におきまして、掛金を 1 万 2 千円に引き下げる一方、少子化対策としての重要性を鑑みまして、出産育児一時金の支給総額については、42 万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令の改正を行ったものでございます。

こうした状況を受け、兵庫県は、県内各市町における出産育児一時金の標準的な支給額について、この改正内容に応じた支給額に改める方針を示していることから、本市においても「尼崎市国民健康保険条例」を改正し、対応するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会長：

ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、改めて御意見・御質問等があれば御発言ください。

( 発言委員なし )

会長：

それでは、発言がございませんので、出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例を改正する諮問について、採決をとりたいと思います。

採決をとることに、御異議ございませんか。

( 全員 異議なし )

会長：

ありがとうございます。それでは、出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例を改正することについて、賛成の方は、挙手を願います。

( 賛成委員 挙手 )

会長：

ありがとうございます。全員賛成であります。よって、出産育児一時金の支給額について、現行の 40 万 4 千円から、40 万 8 千円に改め、産科医療補償制度の対象となる場合は、現行どおり 42 万円に据え置くことに決しました。

それでは、出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正につきまして、今までの討論、説明、議論を踏まえて、ただ今から、副会長と協議のうえ、答申案を作成したいと考えますが、御異議、ございませんか。

( 全員 異議なし )

会長：

それでは、答申案を作成する間、13時45分まで暫時休憩いたします。

・・・答申案作成 暫時休憩・・・

会長：

お待たせしました。ただ今から、会議を再開いたします。それでは答申案を配付いたします。お手元に配付いたしました答申案について、事務局から朗読をお願いいたします。

( 事務局 答申案を朗読 )

会長：

ただ今の答申案について、御意見・御質問があれば御発言ください。

( 発言委員なし )

会長：

発言もないようですので、答申案について、採決に入りたいと思います。異議、ございませんか。

( 全員 異議なし )

会長：

全員異議なしとお答えいただきました。それでは、答申案について、賛成の方は挙手をお願いします。

( 賛成委員 挙手 )

会長：

ありがとうございます。全員賛成であります。よって、答申案のとおり決定いたしました。それでは、正式な答申書を作成する間、14時まで暫時休憩いたします。

・・・答申書作成 暫時休憩・・・

会長：

お待たせしました。ただ今から、会議を再開いたします。それでは、私から吹野副市長へ答申書をお渡しいたします。

『国民健康保険事業について（答申）。1、出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正。令和4年1月1日から、出産育児一時金の支給額の規定について尼崎市国民健康保険条例の一部を改正し、被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に改正する。

なお、産科医療補償制度の対象となる場合の出産育児一時金の額は、現行どおり42万円とする。』

『2、理由。出産育児一時金の支給額を改正することは、国の基準及び兵庫県の標準的な支給額の改定方針への対応のため必要と考える。

令和3年10月26日、尼崎市国民健康保険運営協議会会長、道中 隆。』

( 会長から副市長へ 答申書手交 )

会長：

それでは、吹野副市長から挨拶を頂戴したいと思います。

副市長：

副市長の吹野でございます。一言、御礼を申し上げます。

協議会の委員の皆様には、出産育児一時金の支給額の改正について、去る9月3日に諮問申し上げましたところ、精力的に御協議を賜り誠にありがとうございました。

ただ今、会長から「支給額改正」の御答申をいただきました。このうえは、御趣旨を十分に尊重いたしまして、国民健康保険事業の適切な運営に努めてまいる所存でございます。

委員の皆様におかれましても、今後ともよろしく御指導・御協力の程お願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼の言葉に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

会長：

私からも皆様に一言御礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、精力的に御審議を賜り、本日、答申を行うことができました。これはひとえに皆様方の御協力の賜物と、深く感謝申し上げます。委員の皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

ここで、副市長は公務の関係で退席されますので、御了承願います。

( 吹野副市長 退席 )

会長：

引き続きまして、次の議題「その他」に入ります。事務局から説明願います。

事務局：

国保年金管理担当課長でございます。それでは、「その他」について、お手元の資料に基づき御説明させていただきます。

資料の「前回の資料の抜粋」というA4、1枚とA4横向き「収入階層、世帯人数別国民健康保険料国民健康保険料（軽減・特別減免後）」、この2枚をお願いします。

前回の9月3日の会議で委員からモデルケースでの保険料がわかるような資料を、ということでしたので収入階層別、世帯人員別の保険料の一覧表を用意させていただいております。

まず、改めて保険料の計算方法等についてですが、前回資料13ページのおさらいになりますが、上半分は保険料率の年度ごとの推移表となっております。その保険料率で具体的にどう計算するかが、下半分のところになります。

保険料の構成は、被保険者どなたもかかります医療給付に充てるための医療分、後期高齢者医療制度を支えるための支援金分、加えて40歳から64歳までの人は介護分の3要素に分かれます。それぞれで前年所得に対する所得割額、加入者1人当りの均等割額、1世帯当たりの平等割額の3本建てになっております。

医療分・支援金分・介護分の3要素につきましては、それぞれで上限額が国民健康保険法施行令に規定されておりまして、本市はこの施行令と同額を上限額とさせていただいております。

所得額が国の基準以下の場合、均等割額と平等割額が減額される法定軽減や、市の基準を超える所得割額が掛かっている場合、その一部を一定減額する特別減免を反映させた保険料額の一覧表が、A4横の世帯別収入別一覧表でございます。

所謂「年収いくら」という感じで給与収入額を記載させていただいております。金額は100万円刻みで、世帯主の方のみこの記載の収入があると仮定して、年間の保険料額を都道府県単位化前の平成29年度分から、時系列で記載しております。

100万円刻みと申し上げましたが、冒頭給与収入額98万円があります。この98万円の給与収入以下であれば、所得割額を算定する「算出所得額」が0となり、所得割額が掛からず、なおかつ、均等割額と平等割額の7割が軽減されるものでございます。

したがいまして、それぞれの世帯類型での最低保険料額が、この金額となります。

表を見渡していただきますと、全世帯類型で保険料が限度額に係らないところは、平成30年度の保険料が平成29年度に比べかなり下がっているのが見て取れるかと思っております。

これは都道府県単位化され、医療費を県内被保険者で支え合うようになりましたので、所得水準の低い本市は、県への納付金が少なめに設定されたことから、保険料が大きく下がる結果となり、県内でも比較的低位の保険料となっております。

さて、今後の保険料の動向についてですが、少子高齢化と医療の高度化に伴い、1人当たり医療費は増加していく傾向にあり、これに伴いまして保険料も増加してゆくものと考えられます。

また、現在も都道府県単位化の最終的な目標である同一所得・同一保険料の実現に向けて、段階的に様々な事項について統一を進めているところでございます。

保険料が統一されるということになりますと、現在、高い低い、各市町によってまちまちの保険料が、ある水準に収斂されるという風に考えられますので、現在、低位にあるところは上昇傾向に、高位にあるところは下がる方向になるものと考えられます。

また、先週金曜日の報道で既に、御承知かもしれませんが、来年度の保険料の限度額につきまして、厚生労働省は、医療分を現行の限度額63万円なんですけれども、これを2万円引き上げて65万円に、後期高齢者支援金分を現行19万円から1万円引き上げて20万円に引き上げる方針を示しました。介護分の限度額については据置き17万円ですので、医療分・支援金分・介護分を3つ合わせた年間保険料の最高額は、現行の99万円から3万円アップの102万円となる見込みでございます。

簡単ではございますけれども、表の説明等は以上でございます。

会長：

事務局の説明は終わりました。具体的に時系列で捉えていただいて、大きな変動でいうと、平成30年度の制度改革が行われたということを御説明いただきました。

いずれにしても、都道府県、あるいは国というところで足並みを揃えていくというような過渡期にあるのかなと思います。非常に厳しい状況にあるのかなというのは間違いなさそうです。

ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等があればご発言ください。

委員：

賦課限度額が上がるということになると、中間層とかその辺は、これまでだったら下がるという期待が若干あったんですけど、これからの予想として、このままずっとじわじわと上がり続けていくのかということがあると思うんです。

保険料そのものが、300万円の年収世帯であるならば、1割をはるかに超しているわけですから、たくさんもらっているところは1割超しても大したことないけれども、このへんの生活との兼ね合いでいくとかなり厳しい部分があるんじゃないかなと思うんです。

安くなっていくのか、多分高くなっていくんだらうと思うけれども、将来的な予想はどんなものなのかということをお教えいただければありがたいです。

事務局：

国保年金管理担当課長でございます。今、委員から今後の保険料はどうなっていくのかという御質問ですが、まず1人当たりの医療費、今現在、尼崎市の国保で言うと被保険者の数は減少傾向にありますので、総額ベースで比べても意味がございませんので、一人あたりの医療費ということで考えさせていただきますと、これは本市だけに限ったことではなく、日本全体の話ですが、少子高齢化、そして医療の高度化ということがあります。

したがって、1人当たり保険料っていうのはじわじわと上がっていくんだらうなと。

それと、平成29年度から平成30年度のところで、都道府県単位でいったん尼崎市は保険料はかなり低くなりました。最終的には先ほど申し上げました、兵庫県として一定水準のところ収斂されると考えますと、だいたい本市は今、1人当たりの保険料で比べますと、41市町の中でも比較的低位のほうにございます。

その点を含めると、また上がっていく傾向にあるのかなと思います。

今回別の部分で、限度額が令和4年度以降改定するという事です。限度額を引き上げていくということは、基本的にはその分中間所得者層の負担は減るということで、限度額を引き上げているものであります。

令和4年度の保険料率がどういうふうになるのかですが、実際のところは4年度の被保険者数や世帯数あるいは全体の所得等を計算する中で、現行よりは恐らく上がるのかなと考えられます。

先ほど申しあげました通り、全体的に医療費はじわじわ上がっていくというところと、都道府県単位化のところで低位にあるところは上がる傾向にあるのかなというのを含めると、数年間は保険料は上がっていくと、今のところ考えられるということでございます。以上でございます。

委員：

1つ制度的なもので、後期高齢者支援金ですよね。我々の被保険者であれば、今後、今の見通しでいくと当然団塊の世代が来年ぐらいから後期高齢者75歳になります。

それと医療技術の高度化とを2つ勘案したときに、保険料は伸びるよというシミュレーションが出ています。

それで、我々のところの後期高齢者支援金っていうのは、各被保険者の総報酬割で全部出されるんですが、国保さんの場合、この額の出し方っていうのは、加入者割になるんですかね。それともやっぱり保険者だから兵庫県が支払う、その額の決定というのは加入者割なのか、そこらへんよくわからなかったの、そこを教えていただきたいのと、当然後期高齢者支援金、来年から増大するんだらうと我々はそう思ってるんですが、そこについて見通しがあれば教えていただけたらありがたいというところでございます。

よろしく願いいたします。

事務局：

国保年金管理担当課長でございます。まず後期高齢の支援金ですが、これは社会保険診療報酬支払基金のほうから、まず県の方にこの金額を兵庫県として納めなさいとききます。

その金額を県内の各市町で、被保険者数とか世帯数、所得に応じて配分をされて、尼崎で実際何十億納めなさいというふうに県から通知が来まして、保険料を集めて納めているというものでございます。

日本は全体として高齢化していく中で、来年の10月までのどこかで、後期高齢の医療制度なのですが、1割負担を2割に引き上げるというのが行われます。それは現役世代の負担、我々のこういう支援金での負担を減らすということもあって、そういうことをやる予定です。

そうはいつでも、各国保や健保など保険者に対して、国の試算で行くとそんなに大幅な変化はないとシミュレーションとして出ているようでございます。

以上でございます。

会長：

ありがとうございました。中々、稼働年齢層にありますところもね、医療費の自己負担は3割ということなんですが、高齢者医療の方についてはこれまで1割ということで、やっぱり高齢者と現役の年齢層の人たちのバランスが少しどうかというところ

です、1割から2割、場合によっては今後3割、ということに方向性があるかもしれませんね。

委員も仰っているような部分です、社会保障制度全般、あるいは社会保険方式というところで、国政レベルの理解ということで、基礎自治体である尼崎独自で進めていくのはなかなか難しい話ではありますが、そういった問題点・課題といったものが逐次担当部局から厚労省の所に、色々改正とか意見も指摘されるかと思います。

他に発言はございませんか。

発言もないようですので、「その他」の事項を終わらせていただきます。

以上、本日の議題は滞りなくさせていただきました。これをもちまして本日の協議会を終わらせていただきます。

長時間、本当にありがとうございました。

( 会議終了 )